

登録拒否要件及びそれに係る審査の着眼点等に関する関係法令等（主なもの）

金融商品取引業者

○金融商品取引法

第二十九条の四（登録の拒否）

○金融商品取引業等に関する内閣府令

第十三条（人的構成の審査基準）

○金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）

IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）

IV-4-1 登録

V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）

V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）

V-3-1 登録

VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

VI-3 諸手続（投資運用業）

VI-3-1 登録

VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）

VII-3 諸手続（投資助言・代理業）

VII-3-1 登録

高速取引行為者

○金融商品取引法

第六十六条の五十三（登録の拒否）

○金融商品取引業等に関する内閣府令

第三百三十二条（人的構成の審査基準）

○高速取引行為者向けの監督指針

III. 監督上の評価項目と諸手続

III-3 諸手続

III-3-1 登録

### Ⅲ－３－１－３ 審査事項

#### 前払式支払手段発行者（第三者型）

##### ○資金決済法

###### 第十条（登録の拒否）

##### ○事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 5. 前払式支払手段発行者関係

###### Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目

###### Ⅱ－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等

###### Ⅱ－２－３ 利用者に関する情報管理態勢

###### Ⅱ－３ 事務運営

###### Ⅱ－３－１ システム管理

###### Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

###### Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続

###### Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等

【参考】同事務ガイドライン：第三者型発行者登録審査事務チェックリスト

#### 資金移動業者

##### ○資金決済法

###### 第二条（定義）

###### 第四十条（登録の拒否）

##### ○事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係

###### I 資金移動業者の監督上の評価項目

###### I－１ 経営管理等

###### I－２ 業務の適切性等

###### I－２－１ 法令等遵守

###### I－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

###### I－２－１－２ 取引時確認等の措置

###### I－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等

###### I－２－２－１ 利用者保護措置

###### Ⅱ 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点

## Ⅱ－２ 諸手続

### Ⅱ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等

【参考】同事務ガイドライン：資金移動業者登録審査事務チェックリスト

## 仮想通貨交換業者

### ○資金決済法

#### 第二条（定義）

#### 第六十三条の五（登録の拒否）

### ○事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 16. 仮想通貨交換業者関係

#### Ⅱ 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点

##### Ⅱ－１ 経営管理等

##### Ⅱ－２ 業務の適切性等

###### Ⅱ－２－１ 法令等遵守

###### Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

###### Ⅱ－２－１－２ 取引時確認等の措置

###### Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等

###### Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置

###### Ⅱ－２－２－２ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理

###### Ⅱ－２－３ 事務運営

###### Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理

#### Ⅲ 仮想通貨交換業者の監督に係る事務処理上の留意点

##### Ⅲ－２ 諸手続

###### Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等

## 少額短期保険業者

### ○保険業法

#### 第二百七十二條の四（登録の拒否）

#### 第二百七十二條の三十三（少額短期保険主要株主の審査基準）

#### 第二百七十二條の三十七（少額短期保険持株会社の審査基準）

### ○保険業法施行規則

#### 第二百一十一條の七の二（人的構成の審査基準）

○少額短期保険業者向けの監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針（別冊））

Ⅲ．少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理

Ⅲ－２－１ 登録

Ⅲ－２－７ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主

Ⅳ．保険商品審査上の留意点等